

# 京都市産業廃棄物の適正処理及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物を排出する事業場（以下「事業場」という。）が自ら行う点検及び改善を京都市が支援するとともに、点検の結果について審査を行い、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理の確保並びに廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（以下「3R」という。）の推進を図ることを目的とする。

## (用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において使用する用語の例による。

## (チェックシート)

第3条 市長は、次の事項について点検するためのシート（以下「チェックシート」という。）を作成し、事業場が活用することができるよう広く配布するものとする。

- (1) 産業廃棄物の保管及び処理等の基準への適合性
- (2) 3Rの推進その他の環境負荷の低減に向けた取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、廃棄物の資源循環の推進に関する取組

## (さんばい適正処理・3R推進事業場の認定)

第4条 チェックシートを用いた点検（以下「さんばいチェック」という。）を実施した事業場（次に掲げる要件を満たすものに限り、産業廃棄物の処理を業として行う者及び京都市の事業場を除く。）は、さんばいチェックの結果が優良であるときは、市長の認定を受けることができる。

- (1) 認定を受けようとする年度の6月30日の時点において、当該事業場に係る直前3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書が市長に提出されていること（電子マニフェスト（産業廃棄物管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告をいう。以下同じ。）を使用している事業場にあつては、直近3箇年度分の情報処理センターによる報告があること。）。
  - (2) 当該事業場に係る産業廃棄物管理票の交付枚数（電子マニフェストを使用している事業場にあつては、当該交付枚数と情報処理センターへの登録回数を合計した数）の直前3箇年度の年度当たりの平均が12以上であること。
- 2 前項の認定を受けようとする事業場の長その他の当該事業場を代表する者は、市長が指定する期間内に、さんばい適正処理・3R推進事業場認定申請書にさんばいチェックの結果を記したチェックシート及び市長が指定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）のさんばいチェックの結果その他必要な事項について書面等で確認するとともに、必要に応じて職員に申請事業場を実地に調査させる

ものとする。

- 4 市長は、申請事業場のさんばいチェックの結果が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認めるときは、申請事業場を「さんばい適正処理・3R推進事業場」として認定するものとする。
- 5 第2項の申請が次の表の左欄に掲げる要件に該当するときは、前項の認定は、同表の右欄に掲げる上位の認定として取り扱うものとする。

申請事業場が過去に前項の認定（注）を2回以上受けているとき	シルバー認定
シルバー認定を2回続けて受け、又はゴールド認定を受けている申請事業場のさんばいチェックの結果が引き続き認定基準に適合しているとき	ゴールド認定

注 第7条の規定による認定の失効又は第8条の規定による認定の取消しがあったときは、当該失効又は取消しの前に受けたものを除く。

- 6 前2項の認定の有効期間は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第4項の認定（シルバー認定及びゴールド認定を除く。） 認定の日から1年間
  - (2) シルバー認定 認定の日から2年間
  - (3) ゴールド認定 認定の日から3年間
- 7 第4項の認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）について、当該認定の有効期間が満了する年度に第2項の申請があった場合において、市長が当該認定の有効期間の満了の日までに当該申請に係る認定の可否を応答しないときは、従前の認定は、その応答があるまでの間、なおその効力を有するものとする。

（認定証及び公表等）

- 第5条 市長は、認定事業場に対し認定証を交付するとともに、認定事業場の名称その他必要な事項を市のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。
- 2 市長は、前項に定めるほか、認定事業場が認定を受けたことを広く示すことができるよう努めるものとする。

（変更の届出等）

- 第6条 認定事業場は、所在地、名称又は連絡先に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があったときは、市長は、必要に応じて職員に調査を行わせるものとする。

（認定の失効）

- 第7条 認定事業場において次に掲げる事由が生じたときは、当該認定事業場の認定は失効する。
  - (1) 取壊し等により存在しなくなったとき。
  - (2) 認定を辞退する届出があったとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業場において次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと認めるときは、当該認定事業場の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業の継続性がなくなったとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 廃棄物の処理に関する重大な法令違反その他公序良俗に反する行為が行われたとき。

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年6月30日環境政策局長決定)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱第5条第2項の規定による認定を令和3年度に受けた事業場に係る経過措置は、別に定める。

附 則 (令和5年6月1日環境政策局長決定)

- 1 この要綱は、決定の日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱第5条第2項の規定により市長がした認定については、この要綱による改正後の京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条第4項の規定による認定とみなして、改正後の要綱を適用する。